

自由民主党、公明党、日本維新の会
合 意

自由民主党、公明党、日本維新の会は、以下の通り
合意する。

令和7年2月25日

自由民主党

総 裁

石破 茂

幹 事 長

森 山 啓

政務調査会長

小野寺 五典

公 明 党

代 表

斎藤 鉄夫

幹 事 長

西田 実仁

政務調査会長

園田 三武

日本維新の会

代 表

吉村 洋文

共同代表

前原 誠司

幹 事 長

岩谷 良平

政務調査会長

青柳 仁士

I 教育無償化

全ての若い世代に対して多様で質の高い教育を実現するとともに、経済的事情による教育格差を是正し、子育て世帯への支援を強化する観点から、論点の十分な検討を行い、以下の改革を実現する。

① いわゆる高校無償化

- ・ 「骨太方針 2025」の策定までに大枠を示した上で、令和8年度予算編成過程において成案を得て、実現する。
- ・ 令和8年度から、収入要件を撤廃し、私立加算額を45.7万円に引き上げる。低中所得層への高校生等奨学給付金の拡充や公立高校などへの支援の拡充を行う。
- ・ 先行措置として、令和7年度分について、全世帯を対象とする支援金（11.88万円）の支給について収入要件を事実上撤廃する。高校生等奨学給付金や公立の専門高校の施設整備に対する支援の拡充を行う。

② いわゆる給食無償化

- ・ まずは小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえ、令和8年度に実現する。
- ・ その上で、中学校への拡大についても、できる限り速やかに実現する。

③ 0～2歳を含む幼児教育・保育の支援

- ・ 更なる負担軽減・支援の拡充について、地方の実情等を踏まえ、令和8年度から実施する。

④ 高等教育の支援

- ・ 更なる負担軽減・支援の拡充について、十分な検討を行い、成案を得ていく。

II 現役世代の保険料負担を含む国民負担の軽減

社会保障改革による国民負担の軽減を実現するため、主要な政策決定が可能なレベルの代表者によって構成される3党の協議体を設置する。

以下の点を含む、現役世代の増加する保険料負担を含む国民負担を軽減するための具体策について、令和7年末までの予算編成過程（診療報酬改定を含む）で論点の十分な検討を行い、早期に実現が可能なものについて、令和8年度から実行に移す。

- ・ OTC類似薬の保険給付のあり方の見直し
- ・ 現役世代に負担が偏りがちな構造の見直しによる応能負担の徹底
- ・ 医療DXを通じた効率的で質の高い医療の実現
- ・ 医療介護産業の成長産業化

上記の検討に当たっては、

- ・ 政府与党として、令和5年12月22日に「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」等を決定し、2023年度から2028年度にかけて、歳出改革等によって実質的な社会保険負担軽減の効果を1.0兆円程度生じさせるとされていること
- ・ 公明党として、令和6年9月20日に「公明党2040ビジョン（中間とりまとめ）」を公表し、生活習慣病等の予防・重症化予防、健康づくりの推進、がん検診等の充実による早期発見・早期治療、多剤重複投薬対策や重複検査対策などを進めることで医療費適正化の効果も得られるとされていること
- ・ 日本維新の会として、令和7年2月20日に「社会保険料を下げる改革案（たたき台）」を公表し、国民医療費の総額を、年間で最低4兆円削減することによって、現役世代一人当たりの社会保険料負担を年間6万円引き下げるとされていること

を念頭に置く。

Ⅲ 働き控えの解消

社会保険に係るいわゆる年収の壁による働き控えの解消に向けて、「年収130万円の壁」について、手取りの減による働き控えの解消を図るため、被用者保険への移行を促し、壁を意識せず働くことができるよう、賃上げや就業時間の延長等を通じて労働者の収入を増加させる事業主を支援する措置を令和7年度中から実施する。従来、「年収106万円の壁」への対応として実施しているキャリアアップ助成金による措置を拡充することとし、その際、中小・小規模事業者への支援強化や使い勝手の更なる向上等を行う。この措置は、労働保険特別会計において臨時に行う時限的措置とし、第三号被保険者制度のあり方を含めた「年収130万円の壁」に関する制度的な対応のあり方について更に検討を進める。

IV 教育無償化に関する論点等

1. いわゆる高校無償化について、義務教育との関係、公立高校（農業高校、水産高校、工業高校、商業高校等の専門高校を含む）などへの支援の拡充を含む教育の質の確保、多様な人材育成の実現、収入要件の撤廃を前提とした支援対象者の範囲の考え方、私立加算金額の水準の考え方（令和8年度は45.7万円）、支給方法の考え方（代理受領か直接支給か、DX化による効率化の推進）、高校間での単位互換、国と地方の関係、公立と私立の関係、現場レベルの負担といった論点について、十分な検討を行う。
2. いわゆる給食無償化については、地方自治体に対して、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した対応を促すとともに、「学校給食法」との関係、児童生徒間の公平性、支援対象者の範囲の考え方、地産地消の推進を含む給食の質の向上、国と地方の関係、効果検証といった論点について、十分な検討を行う。
3. 0～2歳を含む幼児教育・保育の支援については、更なる負担軽減・支援の拡充について、論点を整理した上で十分な検討を行い、その結果に基づき、成案を得る。
4. 高等教育の支援については、更なる負担軽減・支援の拡充について、論点を整理した上で十分な検討を行い、その結果に基づき、成案を得ていく。
5. 上記の各施策の実現に当たっては、政府全体で徹底した行財政改革を行うことなどにより安定財源を確保する。

V 上記I～IVを前提に、令和7年度予算及び令和7年度税制改正法について、所要の修正を行った上で、年度内の早期に成立させる。令和8年度以降の措置については「骨太方針2025」に記載し、令和8年度以降の予算に反映させる。記載のない共通理解について、国会における政府答弁によって可能な限り確認を行う。

合意後も引き続き、自由民主党、公明党、日本維新の会の3党の枠組みで、合意事項の実現に責任と誠意をもって取り組む。

以上

三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理

令和 7 年 6 月 11 日
自由民主党・公明党・日本維新の会
無償化を含む、多様で質の高い
教育の在り方に関する検討チーム

令和 7 年 2 月 25 日の三党合意のうち、いわゆる高校無償化については、高等学校等就学支援金制度（以下、就学支援金制度）の見直しを通じて、家計への経済的負担を理由とした生徒の高校中退等を防ぐなど高校教育から離脱しないようにするための支援に加え、如何なる所得層の世帯に属していたとしても、生徒自らが学びたいと考える高校をより選択しやすくなるための積極的な支援が可能となるよう、令和 8 年度からは所得制限を撤廃し、公立高校に通う生徒には 11.88 万円を支給するとともに、私立高校に通う生徒には全国授業料平均相当額となる 45.7 万円を支給することとなっており、こうした支援を通じて、高校教育を通じて生徒個人の能力等を高め、将来の日本社会を支える一員を育成する観点から、生徒が高校で学ぶ多様で質の高い教育機会の確保／選択肢の充実を目指す。

また、支援対象者・支給金額・必要となる予算等の詳細な制度設計や、低中所得層への高校生等奨学給付金の拡充や公立高校などへの支援の拡充の具体化については、三党合意のIVで掲げられている論点等に関し下記の通り大枠整理を示して進め、令和 8 年度予算編成過程において成案を得て、実現する。

1. 義務教育との関係

- 義務教育段階の私立小・中学校に通う児童生徒には授業料支援がない一方で、ほぼ全ての生徒が進学する高校段階では、これらの生徒を公立高校のみでは収容できず、現に 39%の生徒が私立高校に通っている状況等を踏まえ、実態的に準義務教育となっている高校の無償化大幅拡充を進める目的や意義を丁寧に説明することが必要。
- 高校無償化が大幅拡充されることを背景に、高校から入学することができない中高一貫校が広がっていく中、その在り方について、私立中学校の受験競争の低年齢化の観点も含め、検証することが必要。
- 高校進学率が 99%に達する中で、今回のいわゆる高校無償化を、子供たちが誰一人取り残されず、自分らしく強みを発揮して輝ける高校教育の実現につなげることが必要。
- 同時に、中学校卒業後に高校等には進学せずに就職するなどして社会で働くことを選択する若者が存在しており、高校進学者と就職者に対する支援の差が広がるとの指摘もあり、高校等に進学しない子供たち及び高校中退者に対する状況把握と公的支援の実施など関係機関と連携して支援を充実させることが必要。

2. 公立高校（専門高校を含む）などへの支援の拡充を含む教育の質の確保

- 高校無償化の大幅拡充が、どのように高校教育の質の向上や子供たちの学びの充実

につながるのか、スクール・ミッションやスクール・ポリシー等を踏まえた学校評価等の活用による PDCA の徹底や、学校選択や生徒・保護者の学校理解促進のため一定の要件・基準による積極的な情報公開の促進を図るなど、高校教育の質を確保させる仕組みづくりの検討が必要。

- また、子供たちの学びの質や機会を保証するためには、公立高校への地理的アクセスの確保と人口減少社会に対応した規模の適正化が必要であり、これらの保証に重要な役割を担う公立高校の振興が重要であることから、国が示す高校教育改革に関する基本方針（高校教育改革に関するグランドデザイン（仮称））を踏まえ、都道府県が作成する計画（高校教育改革実行計画（仮称））に基づく高校教育改革やそれに伴う施設の老朽化対策等の教育環境の整備を計画的かつ円滑に実施できるように交付金等の新たな財政支援により支援する仕組みづくりが必要。このほか、指導体制の充実の検討も必要。
- その際、卒業生の進路、学びの成果の確認、学校関係者の評価（高校生の声を聞くことを含む）等による明確な KPI を設定することにより評価・改善のサイクルを徹底するとともに、公私間の学校数・生徒数やその割合・平均授業料等が、特に都市部と地方部の間において大きく異なることなど地域の実情を踏まえる必要。
- また、家庭の経済事情に左右されず、子供たちが希望する高校等へ進学し、学びを継続できるようにする観点から、授業料以外の教育費の支援も充実させるため、例えば、支援対象として広げる中所得世帯の範囲や、地方に負担が生じることのないよう、国の負担割合を10分の10とすることなどを含め、「高校生等奨学給付金」の具体的な拡充の在り方について検討することが必要。このことは、「高所得世帯への優遇ではないか」との指摘にも応えるものである。

3. 多様な教育機会の実現（高校間での単位互換を含む）

- 高校無償化の大幅拡充が、幅広く柔軟な教育を実施しなければならない多様な高校教育の振興にどのように資するのか整理が必要。（※上記2. の論点と関連）
- これからの高校には地域社会や産業界のニーズに応えつつ、生徒の進路希望や関心等を踏まえた多様な教育を行い、地方創生や経済成長に貢献できる人材を育成することが求められていることを踏まえると、探究・文理横断・実践的な学びの充実、グローバル人材やDX・AI・半導体・コンテンツ産業等の人材育成、産業界の伴走支援による専門高校の機能強化・高度化（高専・大学等との職業教育の役割分担の整理を含む）、普通科改革等を通じた高校の特色化・魅力化を図るための支援が必要。
- 高校間での単位互換については、学校間連携等の取組を充実させるとともに、高校生に対して多様で質の高い教育機会を提供し、高校生が主体的な学びを選択できるようにするため、学期ごとの単位認定や学年による教育課程の区分を設けない単位制への移行などに向けて、各学校の教育目標・方針や過疎地等の地域の状況、大学との相違を考慮しつつ、学校現場・自治体の意見を十分に聞きながら、具体的な方策について検討することが必要。

4. 収入要件の撤廃を前提とした支援対象者の範囲の考え方

- ▶ 「三党合意」以降、三党教育チームで行ったヒアリングなどでは「富裕層の外国籍生徒にまで支援が必要なのか」といった懸念や、「収入要件の撤廃により、高所得世帯では教育費が学習塾や習い事などに流れることで教育格差の拡大につながるのではないか」といった指摘がなされており、こうした様々な声に真摯に向き合って対応していくことが必要。
- ▶ 特に、今般多額の国費が投じられる追加支援に関し、外国人生徒も対象としていくことについて、現在の支援状況や諸外国における支援の状況とともに、日本社会に根付いて生活する外国人や日本の産業を支える外国人の子弟が安心して学べる環境を保証するといった観点等を踏まえ、どう考えるか整理が必要。
- ▶ 外国人生徒については、授業料等が高いインターナショナルスクールに通う高所得世帯や授業料等が比較的低廉な民族学校に通う低中所得世帯、我が国に継続的に在住・在学してきた者（永住者等）、高校留学のために初めて来日する者など、状況が様々な中でどのように扱うべきか、関連政策を含めて検討することが必要。

5. 私立加算額の水準の考え方（令和8年度から45.7万円）

- ▶ 三党合意では、「令和8年度から、収入要件を撤廃し、私立加算額を45.7万円に引き上げる」と明記されていることを踏まえ、授業料等に係る実態調査結果を参考に、高等学校の課程等の違いとともに、これまでの支援額決定の考え方等を踏まえ、就学支援金の見直しが必要。
- ▶ 合理性のない、いわゆる便乗値上げを抑える仕組みづくり（国や地方自治体による関与の仕方等）の検討が必要。
- ▶ 私立学校の経営の特性を踏まえつつ、私立学校が建学の精神に基づき、特色ある教育活動を推進することを阻害しないように配慮しながら、例えば、授業料に係る情報公開を強化した上で、東京都等における取組を参考に、私学助成による授業料等管理の観点からの措置などについて検討が必要。

6. 支給方法の考え方（代理受領か直接支給か、DX化による効率化の推進）

- ▶ 令和8年4月からの円滑な実施のため、現行の支給方法である代理受領を維持することとしつつ、その執行状況等を踏まえ、目的外使用の防止や現場の負担軽減等に資すると考えられる「代理受領」と、生徒の主体的な選択の拡大による学びの充実と質の拡大及び権利主体としての自覚育成等に資すると考えられる「直接支給」とのメリット／デメリットを比較考慮して、どのように対応するのか、高校教育改革に関するグランドデザイン（仮称）の中でも検討し、速やかに結論を得る。
- ▶ マイナンバーの活用などDX化により、就学支援金や奨学給付金等の目的外使用の防止と手続の簡素化・統合をはかり、修学支援諸制度の効率的な支給を推進する必要。

7. 国と地方の関係

- 現行の就学支援金制度は国主導で10分の10国負担として推進してきた一方で、高校教育の実施に係る事務は自治事務であることや、今回の三党合意における「低所得層への高校生等奨学給付金の拡充」については、現状3分の1国補助の事業であることなどを総合的に勘案し、国と地方の関係について整理が必要。(3分の1国負担である義務教育費国庫負担金や、2分の1国補助である要保護者への就学援助(小中学校)等の義務教育との関係にも留意。)

8. 公立と私立の関係

- 「私学シフト」を懸念する声があることを踏まえ、「専門高校をはじめとする公立高校離れ」、「地方公立高校の衰退」への対応方策として、高校教育改革に関するグラウンドデザイン(仮称)を踏まえた、都道府県毎の高校教育改革実行計画(仮称)作成の仕組みづくりの早急な検討が必要。その際、専門学科ごとの公私比率の違い等の地域の状況を踏まえた検討が必要。
- また、広域通信制高校の取扱いも含め、私立高校の定員管理、授業料をはじめとする学校納付金等の適正性を担保する仕組みの在り方について整理が必要。
- 過大な収容定員を設定したり、教育内容に課題が見られたりする広域通信制高校の管理・運営の適正化や教育の質の確保・向上を図るため、定時制教育及び通信教育振興法の改正も視野に、情報公開の徹底や点検調査の強化、運営主体の学校法人化支援など実効性のある対応が必要。
- 教育の質を高めるには全ての学校に質向上の余地が公平に存在し、選ぶ側が学校の質を合理的に判断できることが必要だが、私立に比べ、公立は教員配置や設備投資などで自由度が低いとの指摘。(※上記2. 3. の論点と関連)

9. 現場レベルの負担

- 都道府県や学校現場の事務負担が極力増大せず、円滑な実施が可能となるよう工夫することが必要。(※上記6. の論点と関連)

10. 安定財源の確保

- 制度化による恒久的な施策の実施には恒久的な安定財源が必要。
- その際、子育て世帯の負担とならないよう配慮しつつ、多様な人材の育成、教育の質の確保等の目的を踏まえた安定財源の在り方を検討することが必要。

「無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム」 ヒアリング概要

第1回 5月14日(水)

■全国高等学校長協会

会長 内田隆志氏（東京都立三田高等学校長）

（公立高校（専門高校を含む）への支援等）

- 校舎の老朽化や超スマート社会（Society5.0）における環境整備を含め、公立高校を支援する交付金等の新たな制度を創設し、教育の質を向上させるべき。
- 専門高校において、継続的な財政的な支援によるシステムや設備機器の更新が必要。
- 在籍校の教育課程体系を超えてアラカルト方式の単位修得とすることは、各学校の教育目標や方針の基軸を崩しかねず適切ではない。

（支給方法）

- 直接支給は、学校に授業料を支払うための新たなシステム構築が必要になり、システム開発、機器の導入や金融機関等の手数料等、学校事務がかえって複雑化し、負担増につながるため、設置者の代理受領が望ましい。

（広域通信制）

- 広域通信制高校について、通信教育規程で校舎面積、教育課程、教員数等が全日制と比較して特例的に緩和されており、質の保証や設置等について一定の制約を課すことが必要。

（収入要件の撤廃）

- 収入要件の撤廃は、機会均等などの観点から有効だが、高所得者において学習塾や習い事などに流れ、より教育格差が生じる危険性がある。

（その他）

- 安定した恒久財源の確保ため、政府全体で検討するべき。

■全国都道府県教育委員会連合会

会長 坂本雅彦氏（東京都教育委員会教育長）

（公立高校（専門高校を含む）への支援）

- 公立高校には地域に人材輩出する拠点としての役割がある。地方だと私立学校の数は少ないので公立学校の果たす役割は大きい。公立高校が衰退することがないよう、公立高校への支援の抜本的な拡充を図るべき。
- 公立専門高校について、大型設備の導入や産業教育施設整備に対する補助の拡充など支援の抜本的な拡充を図るべき。

(支給方法)

- 授業料は高校教育の提供に対する対価であり、支援金が確実に授業料に充てられることが重要。生徒や保護者に直接支給した場合、目的外利用に伴う授業料不払いにより退学等となる可能性もあるため、現行制度と同様に学校の代理受領とするべき。

(現場の負担軽減)

- 都道府県や学校現場の事務負担が極力増大しないよう、一層の事務手続きの簡素化を図るべき。特に公立高校については、令和7年度から全世帯に授業料相当額が支給されるようになることから、学校における税照会事務の見直しや、生徒・保護者に負担のかかる申請手続きの解消など、簡素化を図るべき。

(公立と私立の関係)

- 公立・私立を併せた配置計画について、私立はそれぞれに建学の精神があり学校運営の考え方も違うため、教育委員会で一元的に作るには現実的には無理がある。

(その他)

- 地方も含めた国全体として考えると、公立高校の存続発展の財源は国の責任において確保すべき。

■日本私立中学高等学校連合会

会長 吉田晋氏（富士見丘中学高等学校校長）

(私立専門高校への支援)

- 私立専門高校も各地域の人材育成を担っていることから、公立専門高校と同様の支援を拡充するべき。

(支給方法)

- 直接受領として授業料の未納・滞納があった場合には、授業料を納付している保護者との公平性・公正性の観点や、私立学校の安定的な経営や教育環境の整備の観点からの問題があるため、現行制度どおりの代理受領が望ましい。

(私立加算金額)

- 現在の物価や人件費の上昇など合理的な理由によって授業料を値上げせざるを得ない状況の中で、私立高校の授業料を一律に規制することは、私立学校の独自性と教育環境を悪化させることになり、多様で質の高い教育を求めて入学する子供たちへのより良い教育の実現は困難となる。東京都は届出制で適切に管理していると考えている。

(その他)

- 中学生の進路選択はもう始まっている。今なお、どのような制度になるか分からないという不安を与えないでほしい。
- 財源は国全体で新たなものを作るべき。就学支援金が増額する分、間違っても私学への経常費補助が減ることにならないようにしていただきたい。

■全国高等学校 PTA 連合会

会長 田名部智之氏（青森）

（公立高校（専門高校を含む）への支援の拡充）

- 公立高校が魅力ある学びの場となるため、教育の質の確保や施設整備充実のための財源確保など、支援の拡充を要望する。

（支給方法）

- 授業料は学校に払われるものであるため、代理受領にした方が、保護者に左右されずに目的どおりに支払われることになるため、現行どおり代理受領が適切。

（奨学給付金）

- 財源との関係で優先順位を付けるならば、先に低中所得者むけの支援や公立高校への支援を拡充してもらいたい。授業料以外の費用が準備できず高等学校での学びを続けられない事態を生じさせないためにも、高校生等奨学給付金の更なる拡充を要望する。

（その他）

- 中学生が進路の選択に際し混乱することがないように、早期の制度設計・周知を行ってほしい。

第2回 5月22日（木）

■全国知事会

文教・スポーツ常任委員会委員長 大村秀章氏（愛知県知事）

代理：愛知県教育委員会教育長 川原馨氏

文教・スポーツ常任委員会副委員長 河野俊嗣氏（宮崎県知事）

代理：宮崎県教育委員会教育次長 吉玉拓氏

（公立高校（専門高校を含む）への支援）

- 公立高校の小規模化や再編統合が加速化し、地域における高校教育の維持向上が図れなくなり、特に中山間地域では、地域社会そのものの衰退を招くことを懸念。（愛知）
- 地方では、私立の充実した施設設備・多様な選抜や無償化に関する報道の高まりがあり、公立専門高校から私立高校へのシフトを危惧している。公立は県内広くあるが私立は都市部に偏在している。公教育として地域の学びを守らないといけませんが、できなくなる恐れがある。（宮崎）
- 地域の強みを活かした特色ある学校づくりのため、新たな交付金等による財政支援制度の創設など、公立高校への支援の抜本的な拡充を図るべき。（愛知）
- 特に、老朽化や教育 DX の対応、専門高校も含めた公立高校の施設や空調等の設備・備品等への財政支援をより一層充実するべき。（愛知）
- 地域連携を推進するコーディネーターの配置を含め指導体制の充実を図るべき。（宮崎）

（私立加算金額）

- 授業料の実態に基づき、適切な支援額を算出すべき。（愛知）

- 私立高校等の自主性を妨げることなく、合理性のない値上げを抑える適切な仕組みを検討すべき。(愛知)

(支給方法)

- 保護者・生徒へ直接支給するべきではない。(愛知)

(その他)

- 中学生等が安心して進路選択ができるよう、早期に周知を図るべき。(愛知)
- 地方に負担を転嫁せず、国として財源を確保するべき。(愛知)

■東京都

東京都教育庁都立学校教育部長 佐藤直樹氏

東京都生活文化局私学部長 井上直氏

(東京都独自の私立高校へ授業料の支援策)

- 都内在住の生徒・保護者の学校選択の幅が広がったことが成果と考えている。私立の自主性を担保しつつ、私立を希望する生徒・保護者が増えることを通じ、学校同士がこれまで以上に切磋琢磨することで、教育の質の向上につながっていくのではないかと考える。
- 授業料の適正化は現行の仕組みに含まれている。授業料の変更は届出制なので事前相談を受けており、その中で値上げ理由や中長期の施設改修計画の内容、財政状況など細かくヒアリングを行い、保護者の理解が得られるものであるかなど確認している。

(公立高校の教育の質の向上)

- 東京都では、東京都教育施策大綱を策定し、探究型の学びの推進やデジタルを活用した学び方の転換などに取り組んでいる。

■大阪府

大阪府教育長 水野達朗氏

(大阪府独自の授業料無償化制度について説明)

■荒瀬克己氏

独立行政法人教職員支援機構理事長／前中央教育審議会会長

(高校教育の質の向上)

- 「生徒を主語にした」高校教育の実現に向け、スクール・ミッションやスクール・ポリシーを踏まえた教育活動の実施・改善、特色化・魅力化に取り組む必要。
- 高校教育の実態が非常に多様な状況にあるため、「多様性への対応」と「共通性の確保」を併せて進める必要。特に、①普通科改革、探究・文理横断・実践的な学び、②グローバル人材育成、DXハイスクールの更なる推進、③産業界等と専門高校の連携・協働の強化などが重要。
- まずは教職員の確保や教職員数の増加等、教育の質を確保するための学習環境の整備が最重要。

限られた財源の投資先や支援内容といった具体の施策を丁寧に検討する必要があり、緊急性の高いものから優先順位を明確にしつつ取り組むべき。

- 公立高校への支援については、都道府県が地域の実情に応じて高校改革を加速化するための新たな支援制度の創設や、専門人材やDX人材などの国が特に推進すべき分野に対応するための支援の拡充が必要。
- 授業料以外の教材費や学用品等を支援するため、高校生等奨学給付金について、低所得層のみならず中所得層を含め、拡充することが必要。

(収入要件の撤廃)

- 所得の高い層が、授業料の支援分を他の教育費に回すなど、教育格差がさらに深刻化する可能性があり、国民の理解が得られるかどうか懸念。

■赤林英夫氏

慶應義塾大学経済学部教授

(授業料支援と教育の機会の均等)

- 授業料の支援は、生活が厳しい低所得者にとってはプラスである一方、中所得者以上では、学習塾など学校外教育支出増につながり、子育て費用は下がらないことが予想される。実質的に教育格差、機会の不平等は温存される。
- 私立中高一貫校において、高校からの受け入れを停止した学校が増えており、高校無償化がなされても、中学生の選択肢は広がらない。また、中高一貫校の教育費が相対的に下がるため、中学受験の過熱が進む。
- 定額補助で私立を無償化した場合、経済学的には需給の調節で値上げが起きることは必然。値上げを防ぐのであれば、経済原理や政策目的から根拠を議論すべき。
- そもそも私立学校バウチャーは、最近の研究で、理念通りの結果は簡単には出ないことが分かっている。

(公立と私立の関係)

- 私立では入試科目を3科目としている高校が多い。高校受験時に3科目受験をした生徒は、5科目受験をした生徒よりも大学進学に不利であることが分かっており、今のままでは、私立高校の選択肢の拡大が、かえって学力格差、将来の選択肢の縮小につながる可能性がある。
- 保護者の学校選択に必要な情報の公開（退学・留年・いじめ・就職／進学等）など、私立と公立のフェアな競争条件を整備すべき。
- 現在の制度では、私立には過剰な経営上の自由があり、これらを放置したままでは、質の低い学校が残り、中学生の学習意欲が低下し、機会の均等も広がらない可能性が高い。最低限の条件を受け入れた私立高校のみを無償化対象とする方向にすべき。

■岩本悠氏

一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム代表理事

(高校無償化の影響)

- 私立を含めた授業料無償化は、地方創生や一極集中の是正に逆行する懸念がある。私学が集まる大都市圏に多くの公金が流れ、都市部の私学や私立広域通信制高校への過疎地域等からの生徒の流出を加速させる懸念がある。地方創生を逆行させることのないよう、公立高校及び専門高校の魅力化と併せてやっていく必要がある。
- 過疎地域において公立高校が統廃合された場合、選択肢が限られてしまう。これからは地域に必要な公立高校を守ることが求められる。
- 広域通信制の制度は非常に弾力的で課題が多く、許認可権限のある都道府県で管理できていないのが現状だと思われる。高校無償化に合わせて、質の保証もセットで行う必要がある。

(公立高校(専門高校を含む)への支援)

- 地方の公立高校への地域留学に関する教育費の負担軽減策、公立高校の施設設備の劣化や寄宿舎の不足への対応やソフト(人員・指導面)の充実のための交付金等の構築が重要。具体的には、コーディネーターの配置や学校間連携の推進、地域での探究や職業教育の推進、僻地の小規模高校及び専門高校の機能強化など継続的に必要な支援を行える交付金が必要。

(支給対象)

- 日系人の子女や在学教育施設で学ぶ日本国籍を有していない子供なども日本の地方の公立高校へ地域留学ができるよう、就学支援金の基準額までは国籍に関わらず支給される現状の要件を維持していきたい。

■豊福晋平氏

日本デジタル・シティズンシップ教育研究会共同代表理事／国際大学 GLOCOM 准教授・主幹研究員

(デジタル・シティズンシップからみる教育無償化)

- デジタルによる直接支給・直接選択は、子供たちがデジタル市民となるための実践的な訓練になる。デジタル市民としての実践経験と自律的意思決定を育てていくのは望ましいありかた。
- ただし、単位の切り売り・自由化は、1980年代のアメリカで社会的課題となった経緯からみても難しい面がある。人気授業や簡単な授業が選ばれるようになり、短期的な成果が求められ、教育品質や内容に影響が出ると思われる。
- 生徒への直接支給で社会参加意識にプラスの効果はあるが、中等教育の現状から考えると課題や障壁は小さくない。市場原理の導入に加え、教育の公共性を担保するための制度設計が必要となる。
- 過疎地では専科の教員が少ないことが多いので、地域数校でグループを作り、グループ間で単位互換できるようにするといったことが考えられるのではないかと。

三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について

令和7年10月29日
自由民主党・公明党・日本維新の会
無償化を含む、多様で質の高い
教育の在り方に関する検討チーム

令和7年2月25日、自由民主党、公明党、日本維新の会で締結された三党合意のうち、いわゆる高校無償化については、同年6月11日の「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理」をはじめ各党において積み重ねられた各般の議論に基づいて、令和8年度から実現できるよう、令和8年度予算編成過程において成案を得ることとしている。

このため、具体的には高等学校等就学支援金制度の見直しとあわせて、公立高校や専門高校等への支援の拡充、高校教育の質の確保・向上、高校生等奨学給付金の低中所得世帯への拡充に係る各種方策を通じた高校教育の振興とともに、教育と社会や産業との接続を考慮し、高校から大学・大学院等までを通じた人材育成システムの改革を一体的に推進する。そのために必要となる新たな制度・仕組の概要とともに、こうした施策を実施するための安定財源の確保、関連する予算案や法案の成立に向けて、三党がともに責任を持って取り組むため、以下の通り合意する。

1. 高等学校等就学支援金制度について

令和8年度からの高等学校等就学支援金制度については、三党合意及び大枠整理においてその内容を確認してきたが、更に、実現するために必要となる制度設計の具体的な内容については以下の通りとする。

(1) 外国籍生徒、外国人学校の扱い

- 現行制度の受給資格を見直し、在留資格を要件とする制度を導入することとし、具体的には、高等教育の修学支援新制度と同様に「留学」等の我が国に定着することが見込まれない在留資格者を対象外とする。また、各種学校のうち外国人学校を指定する制度については、廃止する。
- その上で、在校生（留学生を含む）については、在学関係が続く限り現行制度による支援を継続する。新入生については、従前の制度では支給対象となっていた者（留学生を除く）には、収入要件の設定を含めて現行制度による支援と同等の水準で支援を行い、留学生には留学政策等の観点から別途の支援を行う。

(2) 支給上限額

- 就学支援金の支給上限額については、私立全日制は現行39.6万円を45.7万円とするとともに、私立通信制については、支給上限額を33.7万円とする。併せて、通信制高校等における管理・運営の適正化や教育の質の確保・向上に向けて情報公開の徹底や点検の強化

等の改善方策を早急に取り組む。

(3) いわゆる便乗値上げの抑止

- 授業料の透明性等を確保するため、国において授業料等学納金に係る情報について、インターネット上で一元的に確認できる仕組みを整備する。
- 国において、私学助成を交付する場合の減額措置の基本的な考え方や規定例等を示し、都道府県に対して合理性のない便乗値上げを防止する仕組みの構築を促すこととし、こうした仕組みが整備されない都道府県に対しては、国からの私学助成に要する補助金を減額する。

(4) 新たな制度の検証

- 国民の様々な意見や新たな制度の実施状況や先行自治体の取組の分析等を踏まえて、収入要件や外国籍生徒・外国人学校の扱い、支給上限額、いわゆる便乗値上げの抑制策の実施による影響、特に地方や公立高校への影響について、三党で検証の枠組みを設け、3年以内の期間に十分な検証を行った上で、必要な制度の見直しを行う。
- その際、高校から入学することができない中高一貫校や半数以上を外国人留学生が占める高校等の取扱い、学科を超えた学びや高校間での単位互換、DX化による効率化の推進、地方への影響などについて、多様な教育機会の確保、選択肢の充実を目指すとしていくこととの関係も踏まえて検証する。
- 高校等に進学しない子供たち及び高校中退者の状況把握を関係機関（こども政策部局、福祉部局、労働部局等）と連携して行い、その検証を踏まえて公的支援の実施などについて検討する。

2. 高校教育の振興を含む人材育成システムの改革について

未来を見据えた我が国の社会・経済の持続的な成長には、社会や産業の発展を支える人材育成を一層強化・底上げする必要がある、そのためには高校等が極めて重要な役割を担っている。教育と社会や産業との接続を考慮し、高校教育改革にとどまらず、高校から大学・大学院等までを通じた人材育成システムの改革を進めることとし、特に高校教育の振興方策については以下の通りとする。

(1) 公立高校や専門高校等への支援の拡充

- 我が国の持続的な発展・成長に向け、産業イノベーション人材等を育成するため、探究・文理横断・実践的な学びの充実、グローバル人材やDX・AI等の人材育成の強化を図り、産業界の伴走支援による専門高校の機能強化・高度化（高専への転換や高専の機能強化等を含む）や、普通科改革等（理系人材の育成や文理分断からの脱却の取組を含む）を通じた特色化・魅力化を図るための支援を実施する。

- 公立高校は、地域のそれぞれの人材を育成し、高校教育へのアクセスを保証するという重要な役割を担っていることを踏まえ、多様で質の高い教育が受けられるよう、その振興を図る。
- 国においては、「高校教育改革に関するグランドデザイン 2040（仮称）」を今年度中に提示し、各都道府県において地域の実情に応じて「高校教育改革実行計画（仮称）」を策定・実行する。国においては、当該計画に基づく各都道府県の取組を支援するため、交付金等の新たな財政支援の仕組みを構築することに加え、緊要性のある取組等は先行的に実施する。

(2) 高校教育の質の確保・向上

- 各高校において、スクール・ミッションやスクール・ポリシーに基づき提供される教育プログラムを通じて、卒業後の進路等を見据えて在学中に各生徒がどの程度の力を身に付けることができたのか、その定着度合いや学びの成果を把握し、その結果等を教育活動の改善に活かすとともに公表する仕組みを構築する。
- 私立通信制については、広域通信制高校における教育の質の確保・向上や管理・運営の適正化、情報公開の徹底や点検の強化、設置者の運営基盤の安定等の論点を整理し、早急に定時制教育及び通信教育振興法を改正し、多様な生徒たちが取り残されない教育環境の整備を目指す。

(3) 高校生等奨学給付金の低中所得世帯への拡充

- 子供たちが希望する高校等へ進学し、学びを継続できるようにするため、授業料以外の教育費の支援を充実させる。具体的には、高校生等奨学給付金について、中所得層までの範囲の拡大や地方に負担が生じることのないよう来年度から国の負担割合を10分の10とすることなど見直しをする。

3. 三党合意の円滑な実施に向けた安定財源の確保等

- 上記1.の就学支援金制度の新たな仕組みと上記2.の高校教育の振興を含む人材育成システムの改革を、安定財源を確保し持続可能な仕組みとして安定的・継続的に運用できるようにする観点や、地方自治体や学校現場において円滑な実施に向けて着実な準備ができるようにする観点などを踏まえ、これらを一体として進める。
- 上記施策を恒久的に実施するためには新たに恒久的かつ安定的な財源が必要であり、現行の教育現場での活動に支障が生じないように既存の教育財源を原資とすることなく、国と地方の関係について整理しつつ、その財源確保と今回の制度改正とを一体的に実施する。
- 令和8年度から新たな制度を円滑に実施するためには、就学支援金制度の法改正と予算（補正・当初）を一体として成立・施行すること、税制による対応も含め恒久財源を確保することが不可欠であり、三党で責任をもって対応する。

三党合意に基づく いわゆる高校無償化に関する国と地方の関係について

令和7年12月18日
自由民主党・公明党・日本維新の会
無償化を含む、多様で質の高い
教育の在り方に関する検討チーム

令和7年2月25日、自由民主党、公明党、日本維新の会で締結された三党合意のうち、いわゆる高校無償化については、同年6月11日の「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理」及び同年10月29日の「三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について」において合意されたとおりであるが、残された課題である国と地方の役割分担の在り方について、以下のとおり合意する。

その際、全国知事会からの要請項目の実現に取り組むとともに、政府に地方と協議し実現するよう強く求めることとする。

1. 国と地方（都道府県）の役割分担の在り方及び負担割合について

- ・ 現行の高等学校等就学支援金制度については、高校教育に要する経済的負担を軽減することにより、高校教育の機会均等を実現することを目的として、所得制限を設け、経済的負担を軽減する必要がある者に受給資格を認める仕組みとなっており、国主導で10/10国負担により実施されてきた。
- ・ 令和8年度からの新たな就学支援金制度においては、高校教育が国民的な教育になっていることも踏まえ、所得要件を撤廃し、支給上限額を大幅に引き上げる改正を講じることで、全ての生徒に対し、公私立を問わず多様な学びの選択肢を与える制度となる。
- ・ 都道府県は、公立高校の設置者、私立高校の所轄庁として、高校教育を提供する責任を有している。これらを踏まえれば、都道府県も高校無償化に一定の責任を有していることから、地方における安定的な財源の確保を前提に、今般の拡充にあたり、1/4の都道府県負担を導入する。
- ・ あわせて、地方からは今般の高校無償化に伴う公立高校離れや都市部と地方部の地域間格差の拡大などを懸念する声があることを踏まえ、「三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について」（令和7年10月29日、自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関

する検討チーム)において合意された内容等に沿い、交付金等の新たな財政支援の仕組みの構築や緊要性のある取組等の先行実施に取り組むとともに、公立高校等の施設設備等の整備に活用することのできる交付税措置のある地方債を創設する。

2. 地方負担に関する対応について

- ・ 新たな就学支援金制度に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上するとともに、地方の安定財源を確保した上で、一般財源総額を増額確保する。個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入する。
- ・ 具体的には、地方の財政負担を的確に措置するため、各団体における公立高校の生徒数と私立高校の生徒数のそれぞれに生徒一人当たりの支援単価を乗じて算出した額を基準財政需要額に算入し、地方団体に見える形で普通交付税を算定する。